

笛吹市保育所等主食・副食費補助金交付要綱

令和6年8月20日

告示第145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等に通う児童の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の更なる充実を図るため、保護者が負担すべき保育所等の主食費及び副食費(以下「主食・副食費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)において使用する用語の例による。

2 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 認可保育所(保育所型認定こども園を含む。)
- (2) 幼保連携型認定こども園
- (3) 地域型保育事業所
- (4) 幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)

3 この要綱において「対象児童」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受けていること。
- (2) 補助金の交付申請を行う年度(以下、申請年度という。)の4月1日前日における年齢が満3歳以上(教育利用の給付認定を受けている児童においては、満2歳以上)であること。
- (3) 申請年度の4月1日から3月31日までの間(以下「対象期間」という。)に、笛吹市立保育所条例(平成16年笛吹市条例第122号)第2条に規定する保育所(指定管理施設を除く。)以外の保育所等を利用していること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、対象児童の保護者とする。

2 次の各号に掲げる者は、養育している児童が本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市で教育・保育給付認定を受けている場合は、交付対象者に含めるものとする。

- (1) DVの被害を受け本市に避難している者

- (2) 対象児童の里親に認定されている者
(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、対象期間において保護者が負担すべき主食費又は主食・副食費とし、その基準額は、主食費にあつては800円、主食・副食費にあつては5,300円とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる対象児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)第13条第4項第3号の規定により副食費の支払を免除される対象児童 前項に規定する主食費の基準額に当該対象児童の入所月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる対象児童以外の対象児童 前項に規定する主食・副食費の基準額に当該対象児童の入所月数を乗じて得た額

3 対象期間において前項第1号から前項第2号の対象児童になった場合又は前項第2号から前項第1号の対象児童になった場合は、それぞれの対象児童としての入所月数に基づき算定した額の合計額を補助金の額とする。

4 前2項の入所月数については、対象児童が月の途中で入所又は退所した月(教育・保育給付の認定期間が1月に満たない月をいう。)は、算入しない。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、保育所等主食・副食費補助金交付申請(請求)書(様式第1号)を、申請年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは保育所等主食・副食費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは保育所等主食・副食費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 転出により支給認定が取り消されたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない

と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、保育所等主食・副食費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、保育所等主食・副食費補助金返還命令書(様式第5号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月27日告示第71号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の笛吹市保育所等主食・副食費価格高騰対策補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月27日告示第53号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。